

障害者の権利に関する条約 第1回日本政府報告（日本語仮訳:正文は英語）

この文書は 2016 年 2 月に国連へ報告する予定なるも、パブリックコメントが多く、6 月に提出されました。その抜粋です。

p1 第 1 部 総論

I 条約締結に至る経緯と現状

1.我が国は、2014 年 1 月 20 日、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）の批准書を国際連合事務総長に寄託し、本条約は、第 45 条の規定により、同年 2 月 19 日に我が国について効力を生じた。この第 1 回日本政府報告は、本条約が我が国について効力を生じてから 2016 年 2 月までの期間を対象としている。また、本報告には、我が国において本条約第 33 条にいう監視するための枠組みを担う「障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）」のコメントを反映させるとともに、付属文書として、本報告の提出を視野に入れて政策委員会が行った我が国障害者施策の根幹をなす第 3 次障害者基本計画の実施状況の監視の結果を取りまとめた文書を添付している。本報告作成にあたっては、政策委員会以外の関係者からの意見も広く求めるべく、案文に対する意見公募も実施した。

2.我が国は、障害者権利条約が国連総会で採択された翌年 2007 年 9 月 28 日に、同条約に署名した。一方、条約の批准については、国内の障害当事者等から、条約の批准に先立ち国内法の整備を始めとする障害者に関する制度改革を進めるべきとの意見が寄せられた。日本政府は、これらの意見も踏まえ、2009 年 12 月に内閣総理大臣を本部長、全閣僚をメンバーとする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、集中的に障害者に関する制度改革を進めていくこととした。これを受けて、障害者基本法の改正（2011 年 8 月）、障害者自立支援法の改正（2012 年 6 月）（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改められた。）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の成立及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正（2013

p2

年 6 月）等、様々な制度改革が行われた。このように、条約の締結に先立って国内の障害者制度を充実させたことについては、国内外から評価する声が聞かれている。

1.他方、日本政府としては、条約の実施については不断の努力が必要であるとの認識であり、障害当事者・関係者の方からの意見を求めながら、今後政策を実施していきたい。課題としては、データ・統計の充実が挙げられ、特に性・年齢・障害種別等のカテゴリーによって分類された、条約上の各権利の実現に関するデータにつき、より障害当事者・関係者の方のニーズを踏まえた収集が求められていると考えられるので、次回報告提出までの間に改善に努めたい。また、政策委員会では、障害者施策における重点的な課題として、成年後見制度も含めた意思決定支援、精神障害者・医療的ケアを必要とする重度障害者等の地域移行の支援、インクルーシブ教育システム、雇用、情報アクセシビリティについて、分野横断的な課題として、障害のある女性、障害者に関する統計について、重点的に検討された。

第 2 部 各論

第 8 条 意識の向上

46.障害者基本法は、障害者の権利についての基本原則を規定しており、国等に対して基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じることを義務付けている（障害者基本法第 3 条、第 7 条）。障害及び障害のある人に対する国民の関心、理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加意識の高揚を図るため、1995 年より、

p15

毎年 12 月 3 日から 9 日までの 1 週間を「障害者週間」としている（障害者基本法には、2004 年改正時に規定が設けられた。同法第 9 条。）。前後の期間も含め、全国で、官民にわたって多彩な行事を集中的に実施するなど、積極的な啓発・広報活動を実施している。

47.内閣府では、1989 年度から、各都道府県・指定都市との共催により、若者への啓発・広報活動の一環として、全国の小・中学生等から、障害のある人とのふれあい体験をつづった「心の輪を広げる体験作文」

を、1993年度からは「障害者週間のポスター」も募集し、優秀作品の表彰を行う「心の輪を広げる障害者理解促進事業」として実施している。

48.内閣府では、高齢者、障害のある人、妊婦や子供連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインを効果的かつ総合的に推進する観点から、その推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対して、内閣総理大臣及び高齢社会対策又は障害者施策を担当する大臣が、毎年度、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を行い、その優れた取組を広く普及させることとしている。

49.また、障害者差別解消法において、国及び地方公共団体は、障害者差別の解消について国民の関心と理解を深め、特に、その障害者差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとしている(障害者差別解消法第15条)。

50.内閣府では、我が国の社会活動の中心的担い手となる青年の能力の向上とネットワークの形成を図るため、「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」において、障害者関連活動等の社会活動を行っている日本青年海外派遣及び外国人青年日本招へいといった国際交流を実施している。

p16

51.障害のある方々が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障害のある方々に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、アビリンピックの後援を行っている。

52.障害者基本法第16条第2項において、「国及び地方公共団体は、障害者である児童生徒と障害者でない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない」と規定し、学習指導要領等において、障害のある人々などとの触れ合いや、障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設けることについて規定している。

53.「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)第7条に基づき策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」において、

障害のある人の人権を人権課題の一つとして、障害のある人に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害のある人の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化することを明記している。法務省の人権擁護機関(第33条「国内における実施及び監視」参照)では、当該計画に基づき必要な施策を推進しているところ、「障害のある人の自立と社会参加を進めよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、講演会や座談会の開催、啓発冊子等の配布、各種イベントにおける啓発活動を実施している。

54.法務省では、国家公務員等の理解と認識を深めることを目的とした、中央省庁等の職員を対象とする「人権に関する国家公務員等研修会」を開催しているところ、2014年2月には「障害のある人の人権」をテーマに取り上げ、実施した。また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象に、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした「人権啓発指導者養成研修会」を開催しているところ、

p17
その中で、「障害のある人の人権」をテーマとする講義も実施している。

第24条 教育

154.憲法第26条は、すべての国民に対して、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を保障している。また、国民に対して、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を課しており、義務教育は無償と規定されている。

155.教育基本法第4条第2項において、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならないことが規定されている。また、障害者基本法第16条は、国及び地方公共団体に対して、障害者が、その年齢、能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講

p46

じること、また、国に対して障害者の教育に関する調査研究を推進すること等を義務付けている。

156.学校においては、学校教育法体系に基づき、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育が実施されており、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」が整備されており、引き続きこれらの場の充実に取り組んでいく。2014年5月現在、小・中学校において通級による指導を受けている児童生徒数は83,750人(2009年5月:54,021人)、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は187,100人(2009年5月:135,166人)、特別支援学校(幼稚部から高等部まで)に在籍する幼児児童生徒数は135,617人(2009年5月:117,035人)である。なお、特別支援学校に在籍する児童生徒等について、障害者基本法第16条の「障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」との規定等を踏まえ、小・中学校等に在籍する障害のない児童生徒との交流及び共同学習が行われている。また、我が国では、義務教育段階において、病弱・発育不全を理由として保護者の申し出により就学猶予・免除を受けている児童生徒は、2014年度は48人(0.0005%)である。

157.幼稚園、小学校、中学校、高等学校においては、日常生活上、学習生活上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置等による支援が行われている。特別支援教育支援員は年々拡充されており、2014年度については、前年度から3,400人増の49,700人分の地方財政措置を行っている。また、日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒は公立特別支援学校において7,774人(2013年度:7,842人)、公立小・中学校

p47
において976人(2013年度:813人)である。なお、公立小・中学校において、日常的に校舎内において障害のある児童生徒に付き添っている保護者等の人数は1,897人

である。

158.就学先決定の在り方については、2013年8月に学校教育法施行令を改正し、就学基準に該当する障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとするとともに、保護者及び専門家からの意見聴取の機会を拡大した。その際、本人、保護者の意向を可能な限り尊重し、教育委員会が決定することとした。2014年度の小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として、市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数は、42,352人(2013年度:39,208人)、うち、学校教育法施行令第22条の3(特別支援学校に就学することが可能な障害の程度)に該当する人数は8,651人(2013年度:8,453人)である。そのうち、公立特別支援学校に就学した人数は6,341人(2013年度:6,190人)である。

159.また、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために、特別支援教育就学奨励費の支給等の支援が行われている。

160.小・中学校等の学習指導要領において、障害のある児童生徒については、個別の教育支援計画等を作成することなどにより、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的に行うこと、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けることのほか、誰に対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努めること、障害のある人々などとの触れ合いを充実するよう工夫すること等を指導することが規定されている。なお、幼稚園、小・中学校、高等学校における個別の教育支援計画の作成率は年々向上しており、2014

p48
年度の作成率は81.5%である。

161.特別支援学校学習指導要領においては、障害種ごとの配慮事項が規定されている。視覚障害者である児童生徒を教育する特別支援学校の配慮事項として、小中学部においては「児童の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系

統的に指導し、習熟させること。なお、点字を常用して学習する児童に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること」等が規定されており、これらを踏まえた指導が行われている。また、聴覚障害者である児童生徒を教育する特別支援学校の配慮事項として、例えば小中学部においては「児童の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が活発に行われるように指導方法を工夫すること」等が規定されており、手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段を選択・活用した指導が行われている。また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における都道府県の指導者を対象とした研修の中で、手話又は点字に関する内容を扱っている。なお、小・中学校の通級による指導や特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校の学習指導要領を参考とし、実情に合った教育課程を柔軟に編成することとしている。

162.「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」においては、障害のある児童生徒のための文字や図形等を拡大した教科書や点字教科書の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について必要な措置を講ずること等により、教科用特定図書等の普及の促進等を図ることとされている。2014年度に小・中学校等の義務教育諸学校で使用される教科書に対応した拡大教科書は全点発行された。高等学校段階については、視覚障害特別支援学校高等部で使用されている主たる教科に関する拡大教科書は全点発行されたが、高等学校で使用される教科書については、教科書の種類が非常に多く、十分に普及していないため、普及促進を図る

p49
ための調査研究を行っている。

163.教育職員免許法等において、幼稚園、小・中学校、高等学校の教諭の普通免許状を取得するためには、特別支援教育に関する事項を含んだ科目の単位を修得しなければならない。また、特別支援学校の教員は、原則として特別支援学校の教員の免許状を有していることが必要である。

164.教育基本法の趣旨も踏まえ、政府の障害者基本計画において、障害のある児童生

徒の後期中等教育への就学を促進するための配慮及び福祉、労働等との連携の下での、就労支援の充実を図ることとしている。また、高等教育における支援の推進として、障害のある学生への個々の障害特性に応じた情報保障やコミュニケーション上の配慮、施設のバリアフリー化、入試等における適切な配慮、大学等における情報公開を推進することとしている。

165.教育基本法第3条において、障害者を含む国民一人一人の共通理解の下、国及び地方公共団体をはじめ、学校、家庭、さらに各種団体や企業等も含め地域を通じた社会全体で、生涯学習社会の実現が図られるべきという「生涯学習の理念」を規定している。また、同法第4条に教育の機会均等を規定し、その第2項として、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じる義務を国及び地方公共団体に課している。さらに、同法第12条に社会教育を規定し、個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならないとしている。

166.職業能力開発促進法第15条の6、第16条において、障害者職業能力開発校（全国に19校）の設置等を定めている。また、同法第3条の2第4項では、身体又は精神に障害がある者等に対する職業訓練は、特にこれらの者の身体的又は精神的な事情等に配慮して行わなければならないと規定されており、他の職業訓練施設においても障害者に対する配慮がなされている。なお、一般の公共職業能力開発校における障害者

p50
の受講状況は、2012年度は608人、2013年度は663人となっている。

167.なお、本条に関しては、政策委員会より、インクルーシブ教育を推進していくために、我が国が目指すべき到達点に関する議論、また、進捗状況を監視するための指標の開発とデータ収集が必要であるとの指摘があった。また、具体的な課題として、個別の教育支援計画、個別の指導計画の実効性の担保、合理的配慮の充実、本人及び保護者の意思の尊重、特別支援教育支援員の配置や教育的ニーズに応じた教材の提供といった環境の整備などについて問題提起があった。

障害者政策委員会における問題提起 (教育関係を中心に)

議論の整理～第3次障害者基本計画の実施
状況を踏まえた課題～

平成27年9月 障害者政策委員会

第3次障害者基本計画の実施状況の監視に
ついて

平成27年9月
障害者政策委員会

政策委員会においては、本年5月以降、4つのワーキング・セッションにおける議論(計8回)及びワーキング・セッションの議論を踏まえた全分野にわたる議論(計5回)を行い、全体で、計13回の審議を経て、「議論の整理～第3次障害者基本計画の実施状況を踏まえた課題～」をとりまとめた。その中では、政策委員会委員の意見とともに、特に関係する省庁から政策委員会で示された見解も盛り込み、紹介している。

本年は、第3次障害者基本計画の実施期間の中間年であり、今後、残された期間における基本計画の実施に当たっては、各府省において、「議論の整理」を十分踏まえて関係施策を展開することを期待するものである。

【抜粋1】

(2) 医療的ケアを必要とする重度障害者等の地域移行の支援【WSⅡ】

【論点】 どのような場合でも地域で生活することが可能であるべきではないか。

- ① 地域によって水準に差異が生じないよう、人間らしく生きられるための24時間の医療的ケア保障、介護保障をしてほしい。
- ② グループホーム等地域での居住支援は評価するが、喀痰吸引など医療的ケアを必要とする人に対応するには、今の報酬は低水準である。
- ③ 進行性疾患の難病患者に対する、病態や生活状態の変化に対応した医療や福祉、施策の総合的な相談窓口が身近なところに整備されるべきである。

p3

【論点】 医療的ケアを必要とする子供の育ちをどう支えるのか。

- ① 医療的ケアを要する子供は常時介護が必要にもかかわらず、市町村によっては福祉サービスの運用が硬直的なところもあり、保護者に過重な負担となっている。
- ② 医療型障害児入所施設は、施設内で24時間365日を完結する制度であり、保護者としては、子供のことを考えると、医療的ケアの負担がありながらも入所という選択はしづらい。
- ③ 療養介護の利用条件は障害支援区分5以上であり、進行性の難病の子供の場合は、医療型障害児入所施設が利用できるが、療養介護は利用できない可能性がある。
- ④ ある調査によれば、7割以上の親が学校での付き添いをさせられており、付き添いをしている親のほぼ全員が医療的ケアも行っている。喀痰吸引等の制度が最大限有効活用され、保育・教育の場でも医療的ケアが提供されるように、研修費の補助をしたり、医療的ケア実施体制の補助費を付けたりしてほしい。

p4

【抜粋2】

(1) インクルーシブ教育システム【WSⅢ】

【論点】 インクルーシブ教育の進捗状況はどうか。

- ① インクルーシブ教育の到達点は何か、その進捗状況を監視するための指標は何か、それを前提としてどのように推進するのかという議論が必要である。
- ② 進捗状況を議論するに当たっては、幼稚園・小学校・中学校・高等学校と特別支援学校を分けたデータや障害種別のデータがあると分かりやすい。特別支援学校・学級に通っている生徒の、障害のない生徒との交流の実態についても記述があるとよい。また、質的なデータとしては、個別の支援計画・指導計画が重要であり、本人の振り返り評価も含めて分析してほしい。
- ③ 個別の教育支援計画が絵に描いた餅にならないよう、作成の段階から活用するまでの全プロセスを念頭におくことが求められる。
- ④ 通所支援利用計画やサービス利用計画

は、障害児相談支援と個別の教育支援計画を密接に連携させながら計画を立てていくことが求められる。

⑤特別支援連携協議会については、設置状況等の実態を把握し、機能がどこまで果たしているのか分析する必要がある。

⑥インクルーシブ教育の進捗状況の報告に当たっては、あらゆる障害のある子供と一緒に教育を受けることをベースにした上で、それぞれのニーズにどこまで対応できるのかという考えに立脚しなければならない。

⑦進捗状況の報告の際は、障害の有無の視点も重要であるが、障害のある子供が学校で学び、生活するときに、どのような困難があるのか、また、学校がどのような支援をしているかに注目すべきである。

⑧教育支援資料を全国に配布し、就学に関する理解を深めた点は効果的だった。

⑨合理的配慮については、誰でも取り組めるものとするために、好事例とともに失敗例もきちんと挙げて、分析することが必要である。

⑩高等学校への進学時のような選抜の場において、手帳の有無や内申等の仕組みにより障害のある子供が排除されることは、インクルーシブ教育の実現からすると問題である。

(文部科学省)

インクルーシブ教育システムとは、障害者権利条約や障害者基本法にあるとおり、障害のある者が、その能力等を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加できることを可能とするとの教育理念の下で、障害のある者となない者とが可能な限り共に教育を受けられるよう配慮することを意味すると理解している。

p8

平成 24 年 7 月に公表された中教審初等中等教育分科会の報告においても、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが重要であること等が提言されている。

【論点】本人及び保護者の意思は尊重されているか。

①本人及び保護者の意思の尊重という観点から、初等中等教育における地域の学校への就学について、適切なデータを示すことなどを通じて、着実に前へ進んでいるということが言えるとよい。

②特別支援教育支援員の配置について、発達障害の児童生徒については積極的であるにも関わらず、知的障害の児童生徒に対して消極的なのは、必要な支援を受けながら同じ場で共に学ぶことを追求するという点に反するのではないか。個別の支援を求めて特別支援学校に進学する子供が増えるという、インクルーシブ教育とは逆の流れになることが懸念される。予算配分のバランス等も検討し、本人及び保護者が希望すればできるだけ地域の学校で受け入れるという体制づくりが必要である。

(文部科学省)

インクルーシブ教育システムとは、障害者権利条約や障害者基本法にあるとおり、障害のある者が、その能力等を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加できることを可能とするとの教育理念の下で、障害のある者となない者とが可能な限り共に教育を受けられるよう配慮することを意味すると理解している。

平成 24 年 7 月に公表された中教審初等中等教育分科会の報告においても、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが重要であること等が提言されている。

また、特別支援教育支援員は、各学校において、障害のある子供に対して日常生活動作の介助や、学習活動上のサポートを行うため、各地方公共団体が支援の必要な子供の実態に応じて配置するものであり、知的障害のある子供が支援の対象外というものではない。

【論点】環境の整備は進んでいるのか。

p9

①早期からの教育相談・支援体制の整備や

特別支援学校の情報発信センター的機能の強化、教員定数の改善、特別支援教育支援員の配置や増員については評価しているが、更に教員の定数改善が必要であるとともに、教室不足の課題が残っている。

②特別支援教育支援員の配置は、教育委員会において地方交付税交付金を含めた一般財源で手当てされているが、文部科学省の国庫補助金の中で手当てされるべきである。

③教科書のデジタルデータ等、教育的ニーズに応じた教材の提供、特に発達障害児・者の読み上げ教材等の保障を更に推進してほしい。

(文部科学省)

特別支援教育支援員の配置に必要な経費については、地域の実情に合わせて国からの地方交付税として地方財政措置されており、各地方公共団体の配置実績を踏まえて、年々拡充している。

(2) 文化・スポーツ

①障害者のスポーツ実施率は健常者に比べて低いという政策課題について、明確に取り組もうとしている点を評価する。

②世界の一番を目指したい人もいれば、身近なところで週に1回程度運動をしたいという人もいるため、全て「障害者スポーツ」という形で一括りにしてしまうと、多様なニーズが見えにくくなる。

③盲ろう者の文化的活動等について課題が残されている。

④バリアフリー映画の上映については、日本語字幕や音声ガイドなど、各省庁が協力して取り組む必要がある。

p10

注) なお、1～4ページの p15 などは、元の資料のページ数。段落の前の番号は、元の資料に付いていた「段落番号」です。

5ページからの資料は障害者基本法に定められている障害者基本計画のモニタリングで、「第3次障害者基本計画の実施期間の中間年」なので、障害者政策委員会で作製した報告書の抜粋です。この後に権利条約24条に関する部分の英文も載せています。

つまり、主に1～4ページの報告をお読み頂ければ概略は捉えられると思います。

24条関係の英文(正文)

Article 24 Education

154. Article 26 of the Constitution of Japan provides that all people shall have the right to receive an equal education correspondent to their ability, and that all people shall be obligated to have the children who are under their protection receive ordinary education and such compulsory education shall be free.

155. Paragraph 2, Article 4 of the Basic Act on Education provides that national and local governments shall provide the necessary educational support to ensure that persons with disabilities receive an adequate education in accordance with their level of disability.

Article 16 of the Basic Act for Persons with Disabilities provides that national and local governments must provide accommodation to children and students with disabilities such that they are able to receive their education together with children and students without disabilities insofar as possible, in order to ensure that they are able to receive a full education based on their age and capabilities and in accordance with their particular characteristics. National and local governments also must take necessary measures to improve and enhance the content and methods of the education, and must conduct surveys and research in relation to the education of persons with disabilities.

156. With a view to assisting infants, children and students with disabilities to become independent or participate in social activities based on the system of laws concerning school education, schools implement special

needs education by providing appropriate guidance and necessary support to them in order to assess the educational needs of individuals, help enhance their capabilities and help improve or overcome their difficulties in life and learning, while diverse places of learning such as normal classes, special support service in resource rooms, special needs education classes, and special needs education schools are established. The national government will continue to take measures to enrich these diverse places of learning. As of May 2014, the number of children and students who receive special support service in resource rooms at elementary and junior-high schools totaled 83,750 (as of May 2009: 54,021) ; the number of children and students enrolled in special needs education classes at elementary and junior-high schools totaled 187,100 (as of May 2009: 135,166) ; and the number of infants, children and students enrolled in special needs education schools (from kindergarten division to high school division) totaled 135,617 (as of May 2009: 117,035) . Considering the provision of Article 16 of the Basic Act for Persons with Disabilities to the effect that “ national and local governments must promote mutual understanding between children and students with disabilities and children and students without disabilities by proactively facilitating their interaction and joint studies” and others, interaction and joint studies between children, students, etc. who are enrolled in special needs education schools on the one hand and children and students without disabilities who are enrolled in elementary and junior-high schools, etc. on

the other are conducted. In Japan, the number of children and students subject to a moratorium on, or an exception to, compulsory education due to poor health or incomplete development upon request of a parent or guardian totaled 48 in FY2014 (0.0005%) .

157. Special needs education assistants who provide support, etc. related to daily life and learning are dispatched to kindergartens, elementary and junior-high schools and high schools. The number of special needs education assistants is expanded year after year. In FY2014, local governments implemented fiscal measures for 49,700 special needs education assistants, which was 3,400 more compared to the previous year. In addition, the number of infants, children and students who need medical care on a daily basis was 7,774 in public special needs education schools in FY2014 (7,842 in FY2013) and 976 in public elementary and junior-high schools in FY2014 (813 in FY2013) . The number of parents, etc. who currently accompany children and students with disabilities in school on a daily basis is 1,897.

158. With respect to the method of school selection, the Order for Enforcement of the School Education Act was revised in August 2013 as follows: the conventional framework of school selection in which children with disabilities falling under the school attendance standards must, in principle, be enrolled in special needs education schools was revised, and a new framework of school selection in which schools for children with disabilities are selected in comprehensive consideration of the

specifics of the disabilities, educational needs for children with disabilities, opinions of children with disabilities and those of their parents/guardians, opinions of experts in education, medicine, psychology, etc., and conditions of schools and communities, etc. was introduced; and opportunities to hear the opinions of parents/guardians and experts were expanded. It was then decided that schools would be selected by education committees after respecting the opinions of children with disabilities and their parents/guardians. The number of children with disabilities who were expected to be enrolled in elementary schools or special needs education schools (as a new first grader) in FY2014 and were subject to investigation and examination by Municipal Educational Support Committees, etc. was 42,352 (39,208 in FY2013). Of these, 8,651 (8,453 in FY2013) fell under the provision of Article 22-3 (the extent which enables entering special needs education schools) of the Order for Enforcement of the School Education Act. Among of these, the number of children who entered special needs education schools was 6,341 (6,190 in FY2013).

159. Support, including the granting of a school attendance incentive for special needs education, is provided to parents/guardians, etc. of children and students with disabilities to reduce their economic burden.

160. The Course of Study for elementary and junior-high schools provides for: the necessity to devise content and methods of guidance in a planned manner, depending on the conditions, etc. of the disabilities of individual

children and students by preparing individual education support plans, etc.; the necessity to hold opportunities for interaction and joint studies between children and students with disabilities and those without disabilities; and the necessity to guide children and students without disabilities to treat everybody fairly and impartially and make efforts to realize a society in which people do not suffer disadvantage from discrimination or bias and to make efforts to enhance communication with persons with disabilities. The ratio of preparation of individual education support plans for children and students with disabilities at kindergartens, elementary and junior-high schools, and high schools has increased year after year. The ratio of preparation of such plans for FY2014 was 81.5%.

161. The Course of Study for Special Needs Education Schools provides matters to be considered based on the type of disabilities involved. Matters to be considered by the elementary and junior-high school division of special needs education schools that educate children and students with visual disabilities include: “children with visual disabilities must be guided in a systematic way to read and write braille or normal text, depending on the condition of their visual disabilities so that they can acquire reading and writing skills; and children who learn by using braille on a routine basis must be properly guided to understand Chinese characters or words depending on the level, etc. of their development.” Therefore, proper guidance is provided by taking into consideration such matters. The matters to be considered by the

elementary and junior-high school division of special needs education schools that educate children and students with hearing disabilities include: “guidance methods must be devised so that children with hearing disabilities can actively communicate with each other by properly utilizing various means of communication, including voice, characters and sign language, depending on the condition of their hearing disabilities, etc.” Therefore, guidance by selecting and utilizing diverse communication means, including sign language, is provided. In addition, content regarding sign language or braille is provided in trainings of the independent administrative institutions The National Institute of Special Needs Education targeted at prefectural leaders. In the case where special curriculums are prepared for special support service in resource rooms at elementary and junior-high schools or for special needs education classes, it was decided that curriculums suitable for actual conditions must be compiled in a flexible manner by referring to the Course of Study for special needs education schools.

162. The Act on Promotion of Distribution of Specified Books, etc. Used as Textbooks for Disabled Children and Students provides that the numbers of textbooks in which characters, graphics, etc. are enlarged and the numbers of textbooks in braille that are published must be increased further, and the distribution of specified books, etc. used as textbooks must be promoted by taking necessary measures, etc. to facilitate the use of such books, etc. All enlarged textbooks that conform to the textbooks that are used in FY2014 at compulsory education schools such as

elementary and junior-high schools, etc. have been published. In regard to the high school stage, all enlarged textbooks for main subjects that are used at special needs education schools for the visually impaired have been published. Nevertheless, enlarged textbooks for high schools have not been sufficiently distributed because there are a lot of types of textbooks, so surveys and research on their promotion are continuing.

163. The Educational Personnel Certification Law, etc. provides that persons who wish to acquire a normal teaching certificate for kindergartens, elementary and junior-high schools and high schools must earn the credit of a subject that includes special needs education. Teachers of special needs education schools must, in principle, have a special needs education schools teaching certificate.

164. Based on the objective of the Basic Act on Education, the Basic Program for Persons with Disabilities prepared by the national government provides that considerations to help promote the school attendance of children and students with disabilities in upper secondary education and job support must be enhanced in collaboration with measures related to welfare, labor, etc. As for support for higher education, the Basic Program for Persons with Disabilities provides that information guarantees for students with disabilities, condition-related considerations, barrier-free facilities, proper consideration during the time of entrance examination, etc. and information disclosure by universities, etc. in accordance with the particular characteristics of each disability must be promoted.

165. Article 3 of the Basic Act on Education provides the “concept of lifelong learning,” which means that all members of society, including national and local governments, schools, families, various organizations and companies, must, based on the common understanding of all people, including persons with disabilities, make efforts to realize a society in which the people can continue to learn throughout their lives. Article 4 of the Basic Act on Education provides for equal opportunity in education, and paragraph 2 of the same article provides that national and local governments shall provide the necessary educational support to ensure that persons with disabilities receive an adequate education in accordance with their level of disability. Article 12 of the Act sets down the aspects of social education and provides that national and local governments shall encourage education that takes place within the community and society in response to the demands of individuals and of the community and society as a whole.

166. Article 15-6 and Article 16 of the Human Resources Development Promotion Act provide for the establishment, etc. of Polytechnic Schools for Persons with Disabilities (19 in total). Paragraph 4 of

Article 3-2 of the Act provides that vocational training for persons with physical or mental disabilities, etc. shall be offered by giving particular consideration to their physical or mental conditions. Consideration is given to persons with disabilities at other vocational training facilities. The number of persons with disabilities who are enrolled in public polytechnic schools was 608 in FY2012 and 663 in FY2013.

167. *With respect to this article, the Policy Commission has noted that it is necessary to discuss the state for which Japan should aim and to develop indicators for monitoring the status of progress and collect data in order to promote inclusive education. The Policy Commission then noted that there are specific challenges related to the improvement of the environment, including individualized education support plans, ensuring the effectiveness of individualized education plans, enhancement of **reasonable accommodation**, respecting the will of persons with disabilities and their parents/guardians, the allocation of special needs education assistants, and the provision of texts in accordance with educational needs (See the Appendix for details) .*